

生物多様性国家戦略2010（案） 説明会（名古屋）

■日 時：平成21年12月22日（火）18:30～20:30

■場 所：ウィルあいち 特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 第1部 生物多様性国家戦略2010（案）説明
3. 質疑応答
4. 第2部 ディスカッション
5. まとめ
6. 閉会

1

配付資料一覧

- 説明資料（パワーポイント）
- 生物多様性国家戦略2010（案）冊子
- 第三次生物多様性国家戦略パンフレット
- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）リーフレット

【本説明会の趣旨及び注意事項】

- 本説明会は、現在、パブリックコメント中の「生物多様国家戦略2010（案）」について説明し、質疑等を行うことで、生物多様性に関する政府の取組をご理解いただくとともに、パブリックコメントにおける意見提出の参考としていただくものです。
- 御意見の提出は、電子メール、ファクシミリ、郵送のいずれかの方法で、2010年1月8日（金）必着でご提出ください。

※ 意見提出方法等の詳細は、お配りした冊子の1～2ページをご覧ください。

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

2

生物多様性国家戦略2010（案）

平成21年12月21日

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし

生物多様性

いのちの共生を、未来へ

3

説明の構成

1. 背景

2. 生物多様性国家戦略2010（案）の概要

3. 生物多様性条約COP10に向けて

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

4

1. 背景

生物多様性とは？

生物多様性の重要性

わが国の生物多様性の現状

世界の生物多様性の現状

生物多様性の危機への対応

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

5

生物多様性とは？ -3つの多様性-

●生態系の多様性

干潟 サンゴ礁
森林 草原
湿原 河川 など



●種(種間)の多様性



地球上の
推定生物種数
500万種～
3000万種
(IUCN 2008 レッドリスト
公表時資料による)

●種内(遺伝)の多様性

(例)メダカ
遺伝的に南北日本で大きく2つの
集団に分かれ、南日本集団は、
さらに9つの地域集団が存在

北日本集団東日本型(秋田県)

南日本集団東瀬戸内型(大阪府)



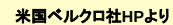
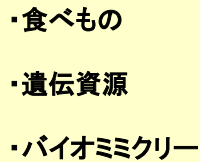
国立科学博物館 魚類写真資料データベースより

地域に固有の自然があり、それぞれに特有のいきものがいること
そして、それぞれがつながっていること

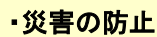
6

—いのちと暮らしを支える生物多様性—

- ・酸素の供給
- ・気候の安定

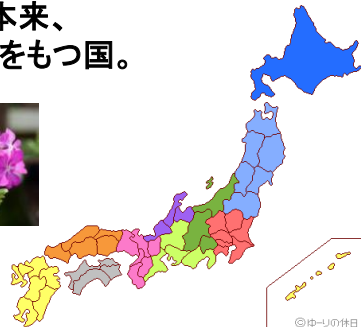


- ・郷土料理
- ・祭り・民謡



7

日本は、海に囲まれ、
地形が複雑で、南北に長く、
雨に恵まれ、本来、
豊かな生態系をもつ国。

8

絶滅のおそれのある日本の野生生物

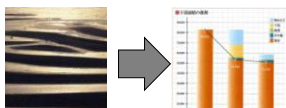


9

わが国の「生物多様性の危機」

第1の危機

人間活動による生態系の破壊、種の減少・絶滅



第2の危機

里地里山など人間の働きかけの減少による影響



第3の危機

外来生物などによる生態系のかく乱



地球温暖化による危機

全球平均気温が
1.5~2.5℃上昇すると...



世界の動植物種の
20~30%の絶滅
リスク上昇の可能性



出典: IPCC第4次評価報告書(2007)

10

世界の生物多様性の現状

－ ミレニアム生態系評価 (MA) －

2001～2005年、国連の呼びかけで行われた
地球規模の生態系評価

(95ヶ国、1,360人の専門家が参加)

■ 数値で把握された生態系の人為的改変度

- ・ 陸地面積の **1 / 4** が耕地に
- ・ 漁獲対象種の **1 / 4** は資源崩壊の危機

■ 結論

食料、木材、水、気候安定などの自然が人類に供給する機能（生態系サービス）の **2 / 3** が世界中で低下
→ 必要な資源やサービスが不足する、政府の規制対象になる、などにより **コストが大きくなる可能性**

11

世界の生物多様性の現状

－ 地球規模生物多様性概況第2版 (GBO2) －

2010年目標 (2002年 COP6で採択)
「締約国は現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」

上記を受けて、生物多様性条約事務局が作成、2006年に公表

◆ 15の指標により生物多様性の状況を評価

12の指標で悪化傾向

- 例
- ・ 特定の生物群系、生態系及び生息地の規模の推移 **悪化**
 - ・ 保護地域の指定範囲 **改善**
 - ・ 持続可能な森林、農地生態系等の面積 **悪化**
 - ・ 外来生物の傾向 **悪化**
 - ・ 生態系の連続性と分断性 **悪化**

12

生物の多様性に関する条約

— Convention on Biological Diversity (CBD) —

■ 経緯 1992・ 5 採択 1993・ 5 日本が条約を締結 1993・12 条約発効 ■ 条約の目的 ①生物多様性の保全 ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用 ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分 ■ 締約国数 192ヶ国及びEC [米は未締結] ■ COP9(2008年)で、2010年にCOP10の日本開催が決定	■ 生物多様性国家戦略 ・締約国は、条約第6条に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略(生物多様性国家戦略)を策定 ■ 2010年目標 ・生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるという目標 ・2002年のCOP6で採択、次期目標(ポスト2010年目標)をCOP10で検討 ■ 締約国会議 (COP: Conference of the Parties) ・条約の実施等に関する意思決定を行う場。概ね2年に1度開催
--	--

13

生物多様性基本法

- ◆生物多様性に対する国内外の関心の高まり
- ◆COP10の日本開催に向けてイニシアティブを発揮する必要性
- ➡生物多様性施策を一層推進するため、平成20年に基本法を施行

目 的 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与。
基本原則
責 務 ①国 ②地方公共団体 ③事業者 ④国民及び民間の団体
生物多様性戦略 ● 国家戦略【法定義務規定】 ● 地域戦略【努力義務規定】
基本的施策 国が行うべき施策の方向性(国が講ずべき措置) 13項目

14

「生物多様性国家戦略」策定の経緯

1993年 日本が生物多様性条約を締結

1995年 「生物多様性国家戦略」決定

2002年 「新・生物多様性国家戦略」決定

2007年 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定

2008年 生物多様性条約COP9(ドイツ・ボン)開催

→ 2010年、COP10 愛知県名古屋市開催決定

2008年 生物多様性基本法の施行

→ 国家戦略の法定義務化

2009年度中を目途に生物多様性国家戦略2010を策定

2010年 生物多様性条約COP10日本開催

ポスト2010年目標を含む新条約戦略計画の採択(予定)

COP10の成果を踏まえた、生物多様性国家戦略2010の見直し 15

2. 生物多様性国家戦略2010(案)の概要

生物多様性国家戦略2010 検討の経緯

生物多様性国家戦略2010の構成

目標と評価

基本戦略

行動計画

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

16

生物多様性国家戦略2010 検討の経緯①

■ 検討の経緯

平成21年7月 自然環境・野生生物合同部会（第1回）

・ 国家戦略見直しに係る諮問など

平成21年7月 生物多様性国家戦略小委員会（第1回）

・ 各省施策ヒアリングなど

平成21年8月 生物多様性国家戦略小委員会（第2回）

・ 関係団体からのヒアリング ・ 主要新規事項の検討

平成21年9月 生物多様性国家戦略小委員会（第3回）

・ 素案検討（第1部案文について審議）

平成21年11月 生物多様性国家戦略小委員会（第4回）

・ 案文検討（全案文について審議）

平成21年12月10日～1月8日 パブリックコメントの募集（30日間）

平成21年12月 生物多様性国家戦略2010（案）説明会

平成22年2月～3月めど 自然環境・野生生物合同部会（第2・3回）

3月めど 閣議決定（生物多様性国家戦略2010 の決定）

17

生物多様性国家戦略2010 検討の経緯②

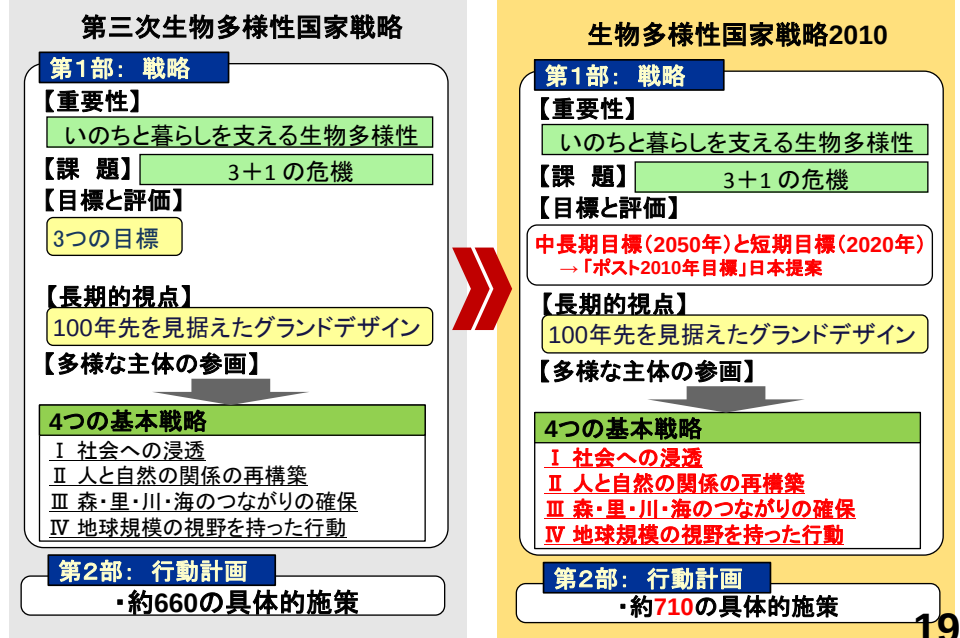
■ 策定の基本方針

生物多様性基本法の施行（平成20年）を受けて、
同法に基づく国家戦略を策定するもの。

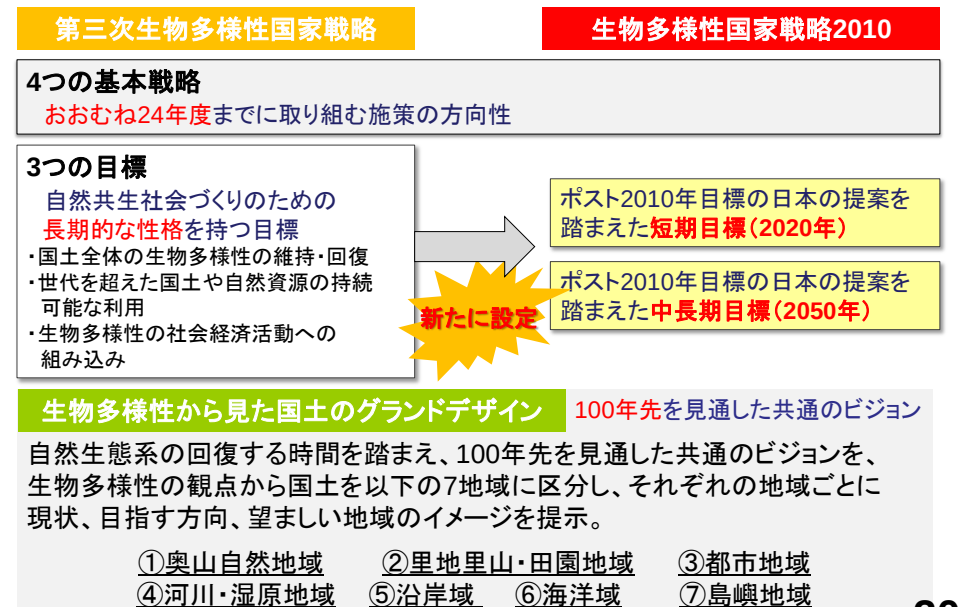
- COP10で目指す成果を視野に、政府として取り組む事項を追加するとともに、現行の三次戦略策定後の施策の進捗や状況の変化を反映
- 原則として、三次戦略の構成・計画期間等を維持
- 国家戦略2010は、COP10終了後、COP10の成果も踏まえて改定作業に着手

18

生物多様性国家戦略2010の構成



目標と評価①



目標と評価②

2009年末に生物多様性事務局への提出を予定しているポスト2010年目標の日本提案を踏まえて目標を設定(今後、修正の可能性あり)。

■中長期目標 (2050年)

- 人と自然の共生の実現
- 生物多様性の損失を止め、現状以上に豊かなものへ
- 生態系サービスの恩恵の拡大

■短期目標 (2020年)

中長期目標を達成するため

- 生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。
- 生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。
- 生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。
- 将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。
- 人間活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。
- 生物多様性の主流化を図り、多様な主体が新たな活動を実践する。

■現在

2010

2020

2030

2040

2050

21

生物多様性条約 ポスト2010年目標

2008年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ ポン)

◆ COP10での条約戦略計画の改定に向けて、その手順を決定

2010年10月 生物多様性条約COP10 (愛知県名古屋市)

◆ ポスト2010年目標の策定(条約戦略計画の改定)

■2010年目標の問題点

- ・ 目標自体が抽象的で明確さに欠け、客観的・数値的な状況評価のための確立された手法が存在せず、現状に対する危機意識や対策の必要性、緊急性への理解を得ることが難しい。
- ・ 生物多様性を損失させる、乱開発、気候変動、森林の違法取引、過剰漁獲など幅広い分野にまたがる各要因に的確に対応できていない。 等

■ポスト2010年目標のポイント

- ・ 簡潔かつ焦点が絞られており、行動志向的なもの。
- ・ 確固たる科学的根拠に基づいたもの。
- ・ 意欲的かつ現実的で、測定可能なもの。

国内でも、2010年5月のSBSTTA14、10月のCOP10への
インプットを目指して検討中。

2009年内に日本提案を取りまとめ生物多様性条約事務局に提出予定

22

生物多様性総合評価の実施

■ 目的

- わが国の生物多様性の状況を社会経済的な側面も踏まえて総合的に評価し、生物多様性の変化や施策の効果を把握。
- 保全施策の主体や国民に生物多様性の状況を分かりやすく伝える。

■ 4つの検討課題

- ①生物多様性の評価(指標の開発)
- ②生態系サービスの評価
- ③生物多様性保全上重要な地域(ホットスポット)の抽出
- ④生物多様性条約2010年目標に対応する評価

23

生物多様性総合評価の進捗状況

生物多様性総合評価検討委員会で以下の検討を実施

◆ 4つの検討課題のうち、以下の2つの課題を優先的に検討

- ① 生物多様性の評価(指標の開発)
 - ・ 「生物多様性の危機」の状況と傾向及び対策を評価
 - ・ 数十程度の指標群を開発
 - ・ 全国を対象として、過去50年程度の評価期間を設定
- ② 生物多様性条約2010年目標の達成状況を評価

◆ 日本生態学会シンポジウムで中間報告(平成21年3月)

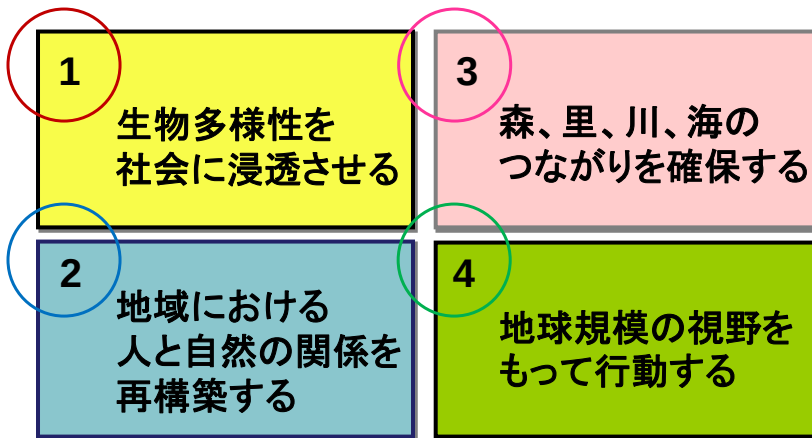


平成22(2010)年5月までにとりまとめ、公表

24

基本戦略

100年先を見通したうえで**おおむね平成24年度までの間に取り組むべき施策の方向性**を4つの基本戦略として提示



25

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

「生物多様性の認知度」は増えているものの、依然低い状況。私たちひとりひとりが日常生活や社会全体で生物多様性について考え、意識する必要がある。

主要新規事項

○生物多様性の社会における「主流化」の促進

国民、事業者、地方公共団体等の多様な主体が行動する社会を実現するため、生物多様性広報・参画推進委員会における検討をもとに主流化を促進

○地域レベルの取組の促進・支援

生物多様性地域戦略策定の手引きや生物多様性保全推進支援事業により取組を促進・支援

○エコツーリズム推進法に基づくエコツーリズムの推進

エコツーリズム推進基本方針の決定を受け、エコツーリズムを効果的に推進



26

「生物多様性」の認知度

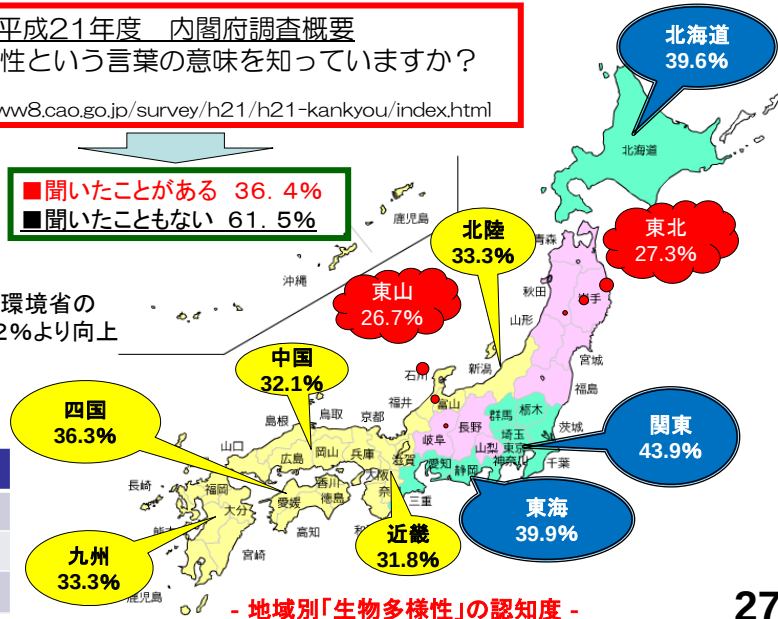
平成21年度 内閣府調査概要
問：生物多様性という言葉の意味を知っていますか？

出典：http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-kankyuu/index.html

■聞いたことがある 36.4%
■聞いたこともない 61.5%

平成16年度の環境省の
調査結果30.2%より向上

地域別認知度	
■	全国平均以上
■	30%台
■	30%未満



27

生物多様性の主流化の促進

■2008.9.29 生物多様性広報・参画推進委員会の設立

生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性について国民の理解を促進するための取組を展開

コミュニケーションワード

■2008.11.21 決定

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

- ◆ 生物多様性がかつてないスピードで失われている現在、未来の世代のために、多様ないのちの豊かさを残していこうという思いを込めたもの
- ◆ 多くの主体に活用してもらうことにより生物多様性を社会に浸透

地球いきもの応援団

■2008.11.21 発足

名前(敬称略)	肩書
大桃 美代子	タレント・キャスター
草野 満代	フリーアナウンサー
さかなクン	東京海洋大学客員准教授
滝川クリステル	フリーキャスター
松本 志のぶ	フリーアナウンサー
養老 孟司	東京大学名誉教授

- ◆ 自らの発信能力を活用し、国民に対し、生物多様性に関する広報活動を実施
- ◆ メンバーは今後順次増えていく予定

国民の行動リスト

■2009.3.31 公表

- ◆ 生物多様性に関する「国民の行動リスト」3つの柱 生物多様性にふれよう、守ろう、伝えよう

※2008年10月、生物多様性に関するホームページを開設(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>) 28

生物多様性民間参画ガイドライン(2009年8月公表)

■ ガイドライン作成の背景及び経緯

- ・第3次生物多様性国家戦略に基づき、事業者が生物多様性に配慮した活動を自主的に行う際の指針として作成。
- ・2008年11月に設置された検討会(計5回実施)及びパブリックコメントの結果等を踏まえて取りまとめたもの。

■ ガイドラインの構成

第Ⅰ編 現状認識の共有:

生物多様性の重要性や、事業活動との関係に関する基礎情報

第Ⅱ編 指針:

事業者が、生物多様性の保全等に取り組むに当たって認識すべき、理念、取組の方向・進め方、基本原則、考慮すべき視点

参考編 実践のためのヒント:

取組の参考例、事例集、関連情報、関連する法令など

※ 公表されたガイドラインは、下記URLからダウンロードできます。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>

29

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法 (平成20年6月施行)

- 第13条第1項
 「都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」

第三次生物多様性国家戦略

(平成19年11月閣議決定)

- 基本戦略
 1 生物多様性を社会に浸透させる
 「都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性戦略をつくることが不可欠です」

取組状況(平成20年末現在)

《策定済み》

埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、北九州市

《策定中》

北海道、栃木県、石川県、三重県、大阪府、名古屋市、高山市など

生物多様性地域戦略策定の手引き(H21年9月策定)

国家戦略2010(案)

COP11(2012年)までにすべての都道府県が地域戦略策定に着手することを目指す

※ 生物多様性地域戦略策定の手引きは、下記URLからダウンロードできます。
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11612>

30

地球のいのち、つないでいこう

わたしたちの暮らしと生物多様性



Biodiversity 生物多様性 EXP 2010



○生物多様性に配慮した事業に取り組む事業者、地域活性化を図る団体、一般消費者が集い、取組とその重要性の周知を加速し、先進企業の取り組みを参考に、ビジネスチャンスとして捉えていただく場として、初の試み。様々な事業者が集い、新たな可能性と雇用機会の創出、一次産業の付加価値発掘など、地域活性化を図ることも目的。
○2010年、福岡(2月)、大阪(3月)で環境省が開催するほか、2009年には既存の環境関連展示会(10月仙台、11月名古屋、12月東京)に参画

※ 詳しくはホームページをご覧ください。 <http://biodiv-expo.jp/>

31

基本戦略2

地域における人と自然の関係を再構築する

都市化によって人と自然の関係が希薄になり、農山村でも農業の変化などにより地域の自然資源が減っている。
里地里山の放置により、人と野生鳥獣との軋轢が増えている。

主要新規事項

○「鳥獣被害防止特措法」による鳥獣被害防止の推進

被害防止計画に基づく、生息環境管理や被害防止の取組

○森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進

○絶滅のおそれのある種の保存施策の充実方策の検討

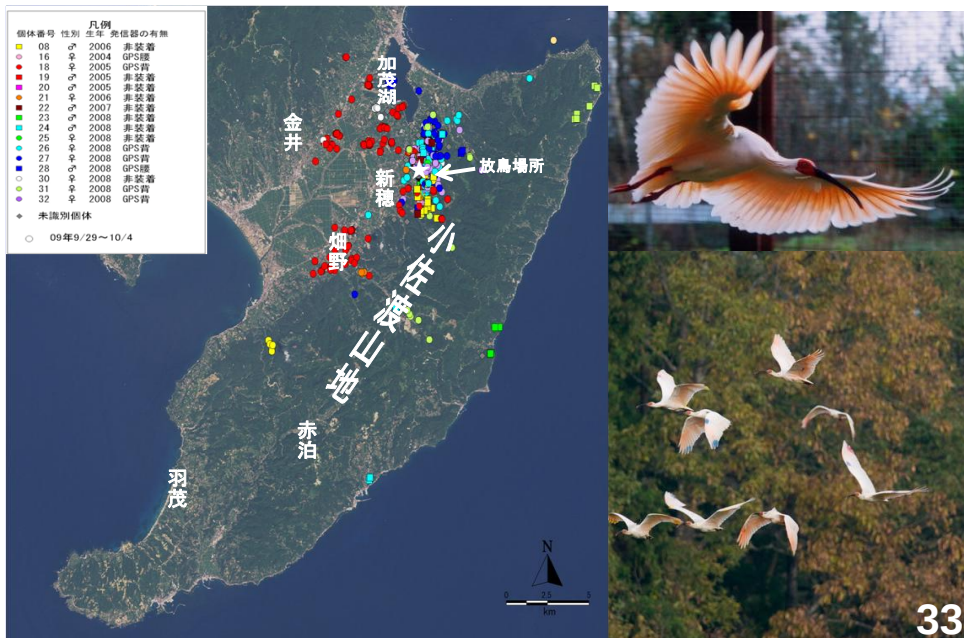
動植物園等と連携した希少野生動植物の域外保全の取組推進
種の保存法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる

○自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組

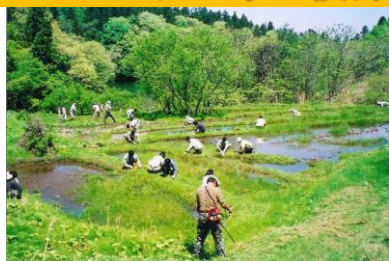


32

トキの野生復帰の取組(放鳥後の状況)



トキの野生復帰の取組(生息環境の整備)



清水平地区(ビオトープの造成)



臼ヶ滝地区(ビオトープの造成)



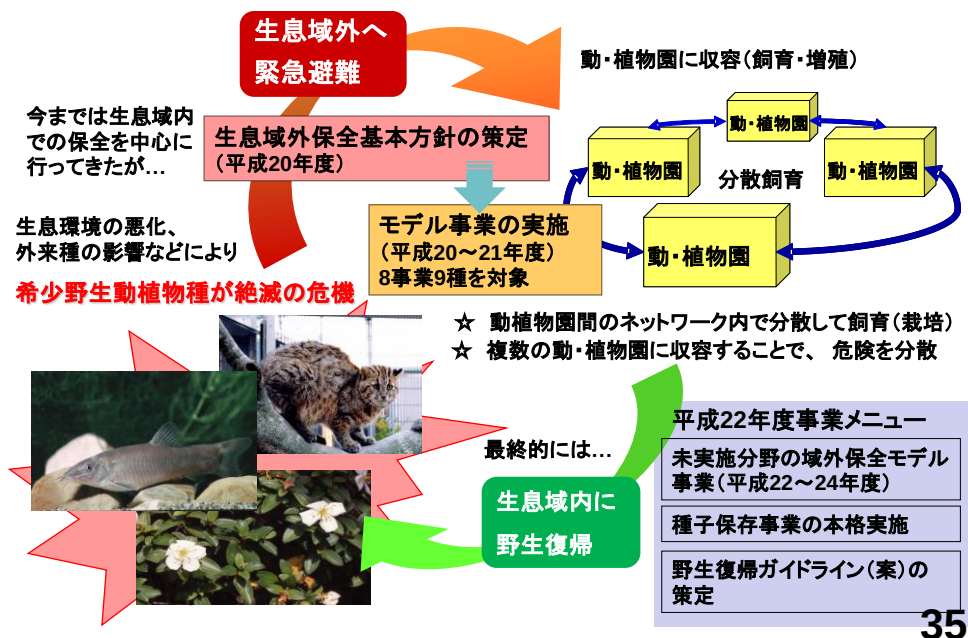
田野沢地区
(水田と水路を結ぶ魚道の設置)



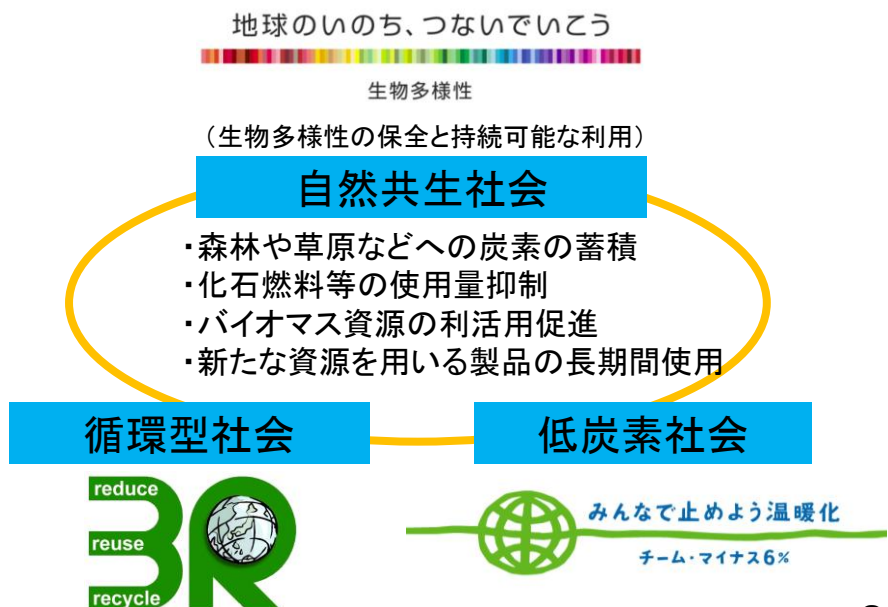
臼ヶ滝地区 (松枯れ対策)

34

絶滅のおそれのある種の保存施策の充実方策の検討



自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進



基本戦略3 森、里、川、海のつながりを確保する

森林と海の河川によるつながり、里における河川、水路・水田のネットワークなどは生物の生息基盤として重要。
これらを有機的につないだ生態系ネットワークの形成が必要。

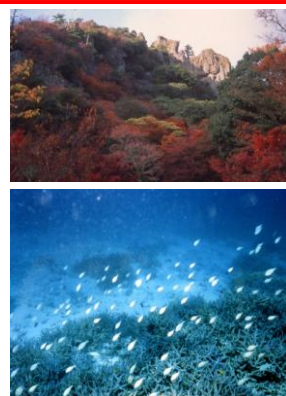
主要新規事項

○自然公園法・自然環境保全法の改正を踏まえた取り組みの充実

海域保全の充実及び生態系維持回復事業制度を活用した生態系被害防止等の推進

○自然再生基本方針の見直しを踏まえた自然再生の推進

地域の自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化など



37

自然公園・自然環境保全地域の取組

自然公園法の改正(平成21年6月)

- 生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり
- 生物を育む、豊かな海域の適切な保全
- シカの食害等により損なわれた生態系の回復



主な改正事項

1. 目的規定の改正*

2. 海域における保全施策の充実*

3. 生態系維持回復事業の創設*

4. 特別地域等における動植物の放出等に係る規制の強化等*

5. 公園事業に関する規定の整備

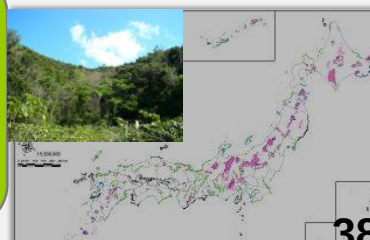
※自然環境保全法についても同様の改正を実施した事項

国立公園の総点検の実施

生物多様性の屋台骨としての国立公園の現状分析・将来目標の検討

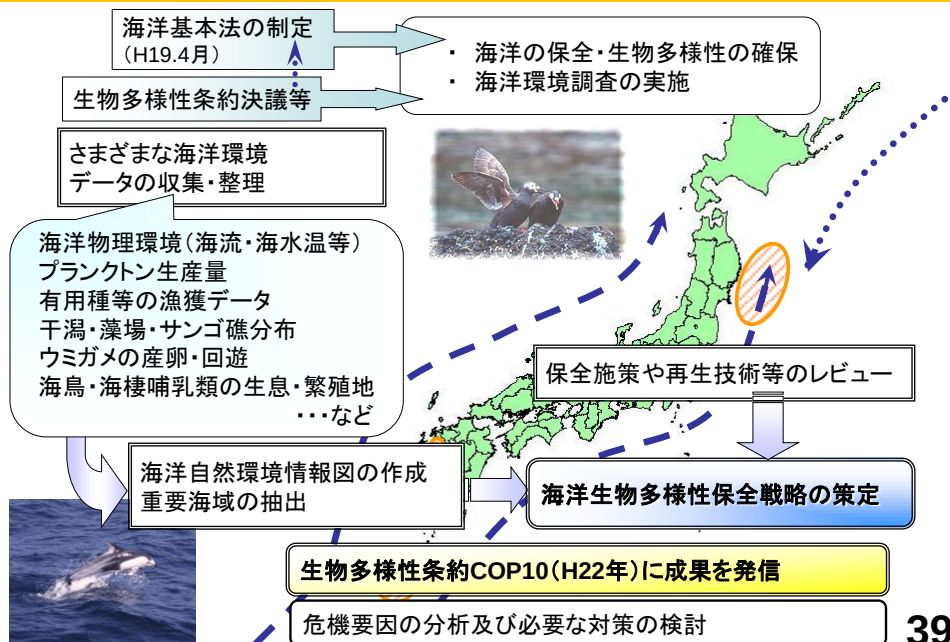
平成24年度までに国立・国定公園の指定について全国的な見直しを実施

○選定基準の検討→国立・国定公園の再編・再配置
照葉樹林、海域などについて積極的に評価



38

海洋生物多様性情報の整備・海洋生物多様性保全戦略の策定



39

基本戦略4 地球規模の視野をもって行動する

わが国の生物多様性は、海や空を介して周辺の各国とつながっている。また、わが国は自然資源の輸入によって世界の生物多様性に影響を与えている。

地球規模の視野を持って国際的なリーダーシップを発揮する必要。

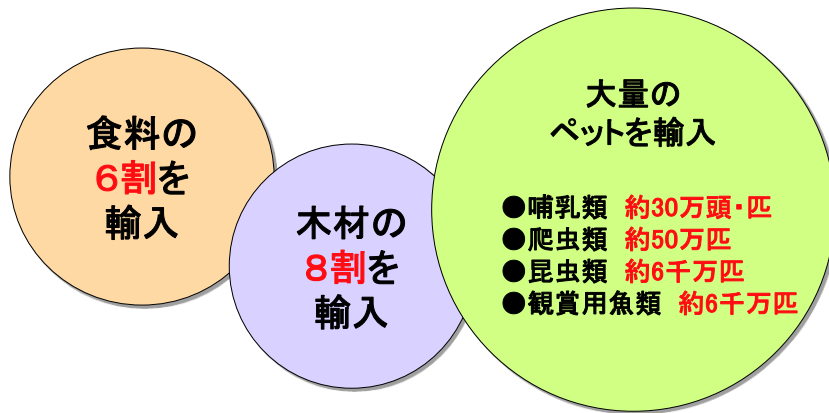
主要新規事項

- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成功
- 2010年目標の評価と新たな条約戦略計画検討への貢献
- 生物多様性における経済的視点の導入
- 生物多様性施策の推進に必要な科学的な基盤の強化
- 科学と政策のインターフェース(接点)の強化
- SATOYAMAイニシアティブの推進
- 気候変動への対策の強化



40

世界の生物多様性に影響を与えている日本



一方で国内の耕作放棄地の増加、人工林の手入れ不足

生きている動物の輸入(平成18年(2006年))

41

生物多様性条約第10回締約国会議の日本開催

- 期間： **2010年10月18日～29日** (閣僚級会合 10月27日～29日)
(カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 10月11日～15日)
- 場所： 愛知県名古屋市 (名古屋国際会議場)
- 参加者： 締約国約190カ国、国際機関、オブザーバーなど約10,000人の参加を想定。



■ COP10の大きなテーマ

- 2010年目標の評価と2010年以降の次期目標の採択
- ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分、Access and Benefit Sharing)に関する国際的枠組みの検討完了
- 持続可能な利用(SATOYAMAイニシアティブ)、民間参画(ビジネスと生物多様性)、気候変動と生物多様性、科学的基盤の強化、保護地域、海洋 等

42

SATOYAMAイニシアティブ

自然資源の持続可能な利用・管理のための世界共通理念の構築及びその推進



43

生物多様性に関する科学的基盤の強化、政策との連携

地球規模で科学的情報の収集・分析、評価・予測、対策を推進

地球規模での生物多様性モニタリング体制の検討

- 既存の情報ネットワーク、国際プログラム（GEOSSEなど）、各国の調査研究機関との連携、活用
- 統一的モニタリング手法の確立
- 情報のデータベース・共有化の促進
- 解析による変化の把握、評価の実施

地球規模生物多様性
モニタリングネットワーク

生物多様性と生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）

- 生物多様性に関する科学と政策のインターフェース強化のため、仏政府提案を踏まえ、国連環境計画（UNEP）の主導により生物多様版IPCCの設立を検討。
- 2008年11月、2009年10月に2回の政府間会合を開催。
- 我が国はIPBESを推進すべきとの基本的立場。
- 本年9月には、日独環境大臣連名で、各国大臣宛てにIPBESへの支援を要請する書簡を発出。

44

行動計画

第1章 国土空間的施策

＜広域連携施策＞

- ・生態系ネットワーク
- ・重要地域の保全
- ・自然再生
- ・農林水産業

＜地域空間施策＞

- ・森林
- ・田園地域・里地里山
- ・都市
- ・河川・湿原など
- ・沿岸・海洋

第2章 横断的・基盤的施策

- ・野生生物の保護と管理
- ・遺伝資源などの持続可能な利用
- ・普及と実践
- ・国際的取組

- ・情報整備・技術開発
- ・地球温暖化に対する取組
- ・循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組
- ・環境影響評価など

- 「循環型社会、低炭素社会の形成に向けた取組」を追加
- 具体的施策を充実強化(約660から約710に拡充)

45

3. 生物多様性条約COP10に向けて

■ 2010年・COP10(名古屋市)は、大きな節目

- ・ 2010年目標の目標年に開催
- ・ 2010年以降の次期目標の採択
- ・ 2010年は「国際生物多様性年」

■ 主催国として、会議の成功のために

- ・ 国、地方、民間、市民、あらゆる主体の参加と連携
- ・ 国際的な動向の国内施策への反映と加速化
- ・ 日本の経験を踏まえた国際貢献
- ・ 一過性ではなく、市民生活に根付くきっかけに

46



2010 International Year of Biodiversity

(英 語) Biodiversity is life. Biodiversity is our life.

(日本語) 生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし



(English) Life in harmony, into the future

(日本語) いのちの共生を、未来へ

生物多様性条約第10回締約国会議が
2010年10月18日から開催されます

CBD/COP10 愛知・名古屋

開催まであと **300** 日

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

47

参考資料

- 環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/>
- 環境省生物多様性ホームページ
<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>
- 生物多様性民間参画ガイドライン
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>
- 生物多様性地域戦略策定の手引き
<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11612>
- 生物多様性条約COP10・国際生物多様性年ロゴマーク
http://www.env.go.jp/nature/biodic/cbd_cop10/logo.html
- コミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」
http://www.biodic.go.jp/biodiversity/lib_comword/index.html
- 生物多様性EXPO 2010
<http://biodiv-expo.jp/>

48

生物多様性民間参画ガイドライン

平成21年12月21日

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし

生物多様性

いのちの共生を、未来へ

49

ガイドライン策定に至る国内外の動向

生物多様性条約第8回締約国会議(COP8)(2006)

→ **民間参画決議**(参画の重要性、期待される貢献等が示される)

第三次生物多様性国家戦略(2007)

→ **企業の自主的活動の指針となるガイドラインの策定**を記述

生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)(2008. 5)

→ ドイツ政府による**生物多様性とビジネス(B&B)イニシアティブ**

生物多様性基本法施行(2008. 6)

→ 事業者の責務(生物多様性に配慮した事業活動等を行い影響低減・持続可能な利用に努める)と関連する国の基本的施策(事業活動における生物多様性に及ぼす影響を低減する取組促進に必要な措置を講ずる)を規定

生物多様性企業活動ガイドライン検討会設置(2008. 11)

【**可知直毅**首都大学東京教授(座長)をはじめ12名で構成】

→ **生物多様性民間参画ガイドライン 公表**(2009. 8)

50

生物多様性民間参画ガイドライン

■ 目的

- 事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針を提供する。
- 事業者による生物多様性に関する活動への参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進し、生物多様性のもたらす恵みを人間が将来にわたり享受できることを目指す。



平成21年8月公表

◆ダウンロード先: [http:// www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485](http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485) **51**

生物多様性民間参画ガイドラインの構成

要約: 企業等の経営者向けエグゼクティブサマリー

序論: 生物多様性と事業者との関わり、ガイドラインの目的、位置づけ、効果的な使い方等

第Ⅰ編 現状認識の共有:
生物多様性や事業活動との関係に関する基礎的情報

第Ⅱ編 指針:
事業者が、生物多様性の保全等に取り組むにあたって認識すべき、理念、進め方、取組の方向、基本原則、考慮すべき視点

参考編 実践のためのヒント:
取組の参考例、関連情報、関連する法令など

52

生物多様性民間参画ガイドライン – 第Ⅰ編 –

第Ⅰ編 現状認識の共有

第1章 生物多様性とは

第2章 生物多様性を育む社会づくり

～事業者の活動と他のセクターとの連携～

第3章 生物多様性と事業者の関わり

～事業者はなぜ生物多様性に取り組むのか～

- ・ 生物多様性との関係性－恵みと影響
- ・ 取り組むことによる効果

第4章 事業者と生物多様性に関する国内外の動向

★生物多様性や事業活動との関係に関する
基礎的情報

53

生物多様性民間参画ガイドライン – 第Ⅱ編 –

第Ⅱ編 指針

1. 理念
2. 取組の方向
3. 取組の進め方について
4. 基本原則
5. 考慮すべき視点

★事業者が生物多様性のための取組を
自主的に行う際の基本的考え方

54

生物多様性民間参画ガイドライン – 第Ⅱ編 –

第Ⅱ編 指針

1. 理念

- ① 生物多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用

2. 取組の方向

- ① 事業活動と生物多様性との関わり(恵みと影響)を把握するよう努める。
- ② 生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③ 取組の推進体制を整備するよう努める。

55

生物多様性民間参画ガイドライン – 第Ⅱ編 –

第Ⅱ編 指針

3. 取組の進め方

- ① 生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという方針を示す。
- ② 実現可能性を踏まえながら、優先順位に従い取組を実施。

4. 基本原則

- ① 生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化
- ② 予防的な取組と順応的な取組
- ③ 長期的な観点

56

生物多様性民間参画ガイドライン – 第Ⅱ編 –

第Ⅱ編 指針

5. 考慮すべき視点

- ① 地域重視と広域的・グローバルな認識
- ② 多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ③ 社会貢献
- ④ 地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ⑤ サプライチェーンの考慮
- ⑥ 生物多様性に及ぼす影響の検討
- ⑦ 事業者の特性・規模等に応じた取組

57

生物多様性民間参画ガイドライン – 参考編 –

参考編 実践のためのヒント

1. 取組の進め方の参考例
2. 事業者と生物多様性との関わりの把握の参考例
3. 事業者の活動の主な場面別の取組
4. 社会貢献活動
5. 具体的な事例
6. 生物多様性に関連する最近の主な資料
7. 記述に関連する参考情報
8. 生物多様性に関する法律の概要

★実践のためのヒント:

取組の参考例、関連情報、関連する法令など

58

生物多様性地域戦略策定の手引き

平成21年12月21日

環境省 自然環境局 自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室



地球のいのち、つないでいこう



生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし

生物多様性

いのちの共生を、未来へ

59

生物多様性地域戦略について

策定の背景

生物多様性基本法(平成20年6月施行)

○第13条第1項

「都道府県及び市町村は、(中略)生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」

生物多様性条約COP9(平成19年5月)

都市・地方政府の参加促進決議

第三次生物多様性国家戦略

(平成19年11月閣議決定)

○基本戦略

1 生物多様性を社会に浸透させる

「都道府県をはじめ地方公共団体が、それぞれの地域の特性に応じて生物多様性戦略をつくることが不可欠です」

取組状況(平成21年末現在)

《策定済み》

埼玉県、千葉県、滋賀県、愛知県、兵庫県、長崎県、北九州市

《策定中》

北海道、栃木県、石川県、三重県、大阪府、名古屋市、高山市など

生物多様性地域戦略策定の手引き(平成21年9月策定)

60

地域戦略策定・推進の意義

なぜ、地域において生物多様性の保全・持続可能な利用のあり方を考えることが重要か？

地域の固有性

地域ごとに異なる生物多様性の現状や課題

《様々な自然環境》

- ・自然度の高い地域
- ・都市地域
- ・里地里山
- ・高山帯
- ・沿岸、海洋など

《様々な課題》

- ・里地里山の維持管理
- ・野生鳥獣被害の対策
- ・生態系ネットワークの形成
- ・自然再生
- ・地球温暖化の緩和と適応策など

地域づくりへの
住民の暮らしのあり方や
事業者の活動の関わり

生物多様性 地域戦略

地域の個性を踏まえた社会経済活動と自然が調和する
地域づくりの推進

- 生物多様性の保全と持続可能な利用を地域レベルで確保
- 生物多様性を基礎とする地域固有の美しい風景や豊かな文化の継承
→ 地域社会そのものの豊かさの向上（地域への誇り、愛着）

61

地域戦略の要件・構成等

生物多様性地域戦略に定めるべき要件（基本法第13条2項）

- ①対象とする**区域**
- ②生物の多様性の保全・持続可能な利用に関する**目標**
- ③生物の多様性の保全・持続可能な利用に関する**総合的かつ計画的に講ずべき施策**
- ④その他

◆基本原則（基本法第3条）

- ・地域の**自然的社会的条件**に応じて保全
- ・国土・自然資源を**持続可能な方法**で利用
- ・順応的アプローチ、**長期的視点**で保全・利用
- ・地球温暖化問題との**相互関係**を認識

◆地方公共団体の責務（基本法第5条）

- ・地方公共団体は、基本原則に則り、国の施策に準じた施策、**地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな施策**を策定・実施

◆地方公共団体による施策の実施（基本法第27条）

- ・地方公共団体は、**総合的かつ計画的な推進**を図りつつ施策を実施

地域戦略の構成例

第1章 戦略策定にあたって

- ・策定の背景
- ・戦略の位置づけ
- ・生物多様性の重要性

第2章 生物多様性の現状と課題

- ・現状
- ・課題

第3章 基本的な考え方と目標

- ・基本的な考え方
- ・目標
- ・長期構想

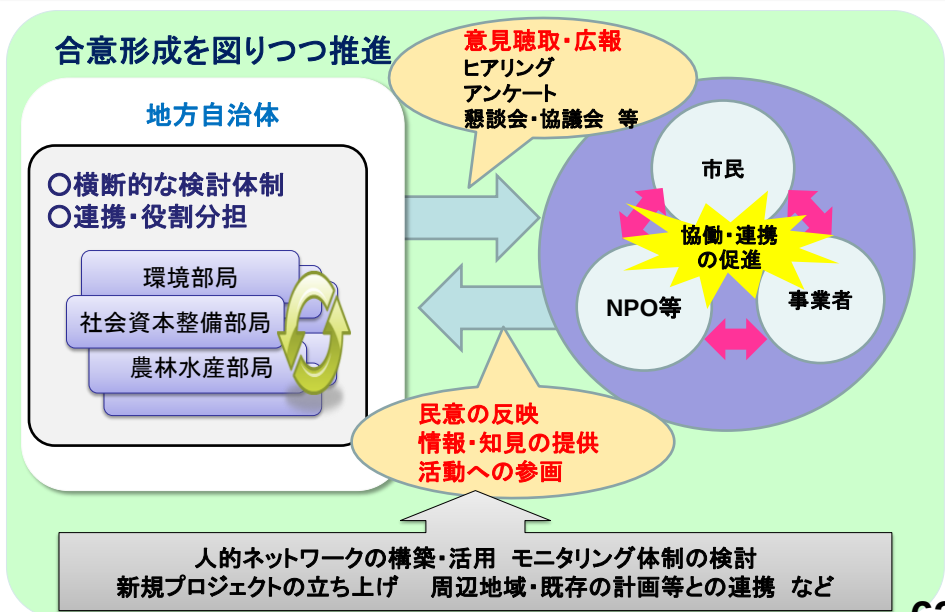
第4章 行動計画（具体的施策）

第5章 推進体制と進行管理

- ・推進体制
- ・進行管理

62

策定過程・推進過程における参加・連携等の手法



63



2010 International Year of Biodiversity

(英 語) Biodiversity is life. Biodiversity is our life.

(日本語) 生物多様性、それはいのち
生物多様性、それは私たちの暮らし



(English) Life in harmony, into the future

(日本語) いのちの共生を、未来へ

ご静聴ありがとうございました。

生物多様性条約第10回締約国会議が
2010年10月18日から開催されます
CBD/COP10 愛知・名古屋
開催まであと **300日**

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

64